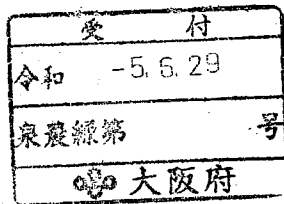


(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月29日

大阪府知事 殿



提出者

住 所 泉大津市下条町16-1

氏 名 泉大津市立病院  
泉大津市病院事業管理者 石河 修  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0725-32-5622

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	泉大津市立病院
事業場の所在地	泉大津市下条町16-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	病床数230床
③従業員数	375人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	58 t	— t
	(これまでに実施した取組) ゴミの削減の周知 分別の徹底		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	46 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ゴミの削減の周知徹底 分別のより一層の徹底		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり(現在と同じ) 分別のより一層の徹底

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理に よ り 減量した特別管	— t	— t
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理に よ り 減量する特別管	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	58 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	58 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	58 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし		

②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	46 t	— t
	優良認定処理業者 への処理委託量	46 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量	46 t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) 特になし			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	58 t	
(今後実施する予定の取組等) 令和5年度から電子マニフェストによる報告を開始した。 を使用			
※事務処理欄			

# 廃棄物分別

## 廃棄物処理フロー

- ①院内で廃棄物の発生
- ②分別・一時保管  
(施設管理委託業者により院内搬送)
- ③院内一時保管  
(収集運搬許可業者により)
- ④中間処理許可業者へ
- ⑤最終処分許可業者により最終処分

・医療廃棄物…病院の医療行為に従って発生する廃棄物

・感染性廃棄物…医療廃棄物のうち人が感染し、また感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物、又はこれらの感染症を生じるおそれのある廃棄物

廃棄物種別	分別	内容	容器	廃棄物置場
医療廃棄物 (非感染性)	プラスチック類	血液・体液で汚染されていないもの： 合成樹脂の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ その他薬品、試薬等のプラスチック製容器等 輸液ボトル、消毒薬等空容器 その他の合成樹脂製のもの	ビニール袋	産業廃棄物置き場
	ビン・カン類 ガラスくず及び陶器 金属くず	ビン・ガラス容器類、カン 点滴ビン・バイアル、ギブス用石膏、陶磁器製の器具 金属性機械器具、金属製ベッド、金属くず等		
	感染性一般廃棄物	手術などにともなって発生する臓器、組織、実験、検査などに使用した培地。 実験動物の死体。血液が付着した紙くず、繊維くず(脱脂綿、ガーゼ、包帯等)。 汚染物が付着した恐れのある紙くず繊維くず。		
	感染性産業廃棄物	血液、血清、血漿、血漿、体液(精液を含む)、血液製剤。注射針、メス、輸液セット、試験管 シヤーレ等血液の付着したもの。実験、検査等に使用した、試験管、シヤーレ等。 血液が付着した、実験・手術用の手袋、チューブ類等。 汚染物が付着した廃プラスチック類等。		
一般廃棄物	燃えるゴミ	木くず 紙くず 診療材料の包装紙類(滅菌パック等)、本など、残飯 血液・体液で汚染されていないもの： ガーゼ・綿棒・布類ディスプレイポガウン等	医療用廃棄物容器	感染性廃棄物倉庫
	ビン・カン類	ジュースの缶など	ビニール袋	塵芥集積室
	プラスチック類 ダンボール	ペットボトルなど 段ボール類		

200812.01